

ヨウ化メチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年6月5日～令和6年7月4日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見】 政府は国民の健康を守る気が本当にあるのでしょうか？ ヨウ素に注意と言いながら、この文書にはヨウ素の残留について書いていません。 調べてみたら、厚生労働省の文書にはしっかりと栗で最大残留量がヨウ化メチルで0.12、ヨウ素は111から212と二千倍とはるかに残留していると書いています。 なぜ食品安全委員会はヨウ素の残留について書かないのですか？ データを隠蔽せずに栗、ブロッコリー、南瓜、アスパラガスのヨウ素の残留について書いてください。 過去の議事録も確認しましたが、読んで驚きました。 これまでの話し合いでもヨウ素の危険性について多く指摘されており、ヨウ化メチルのヨウ素が甲状腺に影響するとしています。さらにはデータが無く判断できないとの意見がありました。 栗では問題ないとの意見もありましたが、ブロッコリー、南瓜、アスパラガスを含めたらどうなるのでしょうか？ 私の計算では成人で一日あたり3561μg、子供で1696μgの農薬のヨウ素が毎日口に入ることになります。 国立健康・栄養研究所ではヨウ素の耐容上限量は大人が3000、妊婦が2000、6～7才の子供が550となっています。 これでも安全な農薬といえるのですか？ さらに、この農薬は兔で母動物に影響が	【回答】 食品安全委員会では、リスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づく試験成績を用いて、食品健康影響評価を行っています。 第3版の改訂に当たっては、農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼がなされ、厚生労働省から、作物残留試験（ブロッコリー、かぼちゃ及びアスパラガス）の成績等が新たに提出されました。 ヨウ素の残留については、第1版評価書の審議において、ヨウ素を分析対象化合物としたくりの作物残留試験結果が参考資料として厚生労働省から提出されました。示されたくり中のヨウ素の残留値（111及び212 mg/kg）は通常食される昆布のヨウ素含有量（1,200～1,900 mg/kg）と比較して高くないこと等が確認されたことから、ヨウ素はばく露評価対象物質に設定しないこととされ、ヨウ素の残留値は評価書に記載されませんでした。今回、提出された作物残留試験（ブロッコリー、かぼちゃ及びアスパラガス）においては、ヨウ素を分析対象化合物とした試験は実施されていませんでした。 そのため、本剤の使用により作物に残留するヨウ素のヒトの摂取量については、厚生労働省に対して、どのように考えるのか

認められない用量で着床後死亡胚が増加するとなっています。

これは毎日の食事ではなく、一時的にでもこの農薬がかかったものを食べるとお腹の中の子供が死亡するという事ではないのですか？

こんな怖い食べ物なんて妊娠している人に食べさせられません。

もう一度いいます。

あなた達は国民の健康を守る気があるのですか？

同じ政府の厚生労働省は公表しているのに何故食品安全委員会はヨウ素のデータを隠すのですか？

私の計算では、耐容上限以上のヨウ素を毎日食えることになります。日本人はヨウ素を多くとっているそうですが、これまでに以上にヨウ素をとっても健康に影響はないのですか？

短期的に妊婦が食べてもお腹の子供に影響は本当に無いのですか？

ヨウ化メチルだけでなくヨウ素も一緒に考えてください。

を確認し、以下の回答を得ており、ばく露評価対象物質は前版と同様にヨウ化メチルのみとしました。

『本剤は適用拡大の後は輸入時における植物検疫でも使用されることになる。輸入検査にて害虫が発見され、不合格となった場合という極めて使用機会が限定されるものであり、本剤の処理で防除が可能な害虫に対して、現在使用されている検疫くん蒸を行う薬剤が本剤に全て置き換わったとしても、国内に流通する農作物に占める割合は、多く見積もっても、全流通量の 0.3% (ブロッコリー)、6.3% (アスパラガス) 及び 6.6% (かぼちゃ) 程度と推定されている。このように、適用拡大されても、一般的な農薬とは異なり、摂取機会も当該農薬以外の農薬のように増大せず、摂取量の変動に与える影響は限定的と考えられる。これまでに得られたデータからは、本剤を使用したアスパラガス、かぼちゃ、ブロッコリーからのヨウ素の厳密な摂取量を推定することは困難であるが、本剤で想定される限定的な使用場面等を踏まえると、通常、想定される一般的な食生活において、本剤の使用がヨウ素の慢性的な過剰摂取に繋がるとは現時点では考えていない。』

食品安全委員会は、ヨウ化メチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の胎児における 2 ppm [0.451 mg/kg 体重/日 (経口投与量換算値)] であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における着床後死亡胚の増加等であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性を対象として急性参照用量 (ARfD) を設定することが妥当と考えました。ウサギを用いた発生毒性試験における無毒性量の経口投与量換算値を根拠として安全係数 100 で除した場合の値は 0.0045 mg/kg 体重/日となります。一方、ウサギを用いた発生毒性試験 (吸入ばく露) の無毒性量は 2 ppm、最小毒性量は 10 ppm であり一定のマージンがあること、当該試験は吸入ばく露試験の結果から換算値を用いていることに対し ADI は経口投与試験の結果を根拠としていること等を総合的に考慮す

	ると、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDをADIと同値としても安全性は担保できると判断し、ARfDを0.005 mg/kg 体重と設定しました。 以上より、食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づくリスク管理措置が適切に実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为します。 また、本剤の使用により、食品に残留するヨウ素の摂取量が増加し、ヨウ素の過剰摂取とならないように、リスク管理機関において、引き続き関連情報の収集に努めるべきとしています。 今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、消費者庁において必要に応じて残留基準値の検討がなされるものと考えられます。ご指摘いただいた事項については消費者庁に情報提供いたします。
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。